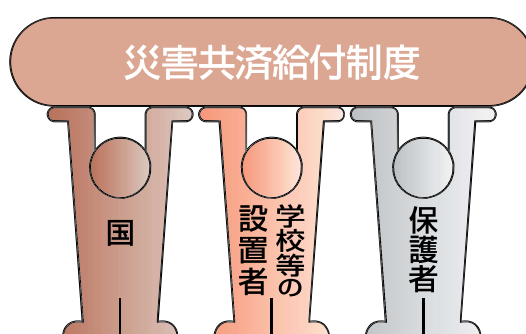


令和6年度

# 災害共済給付契約 名簿更新の手引



国・学校等の設置者・保護者の三者による互助共済制度

※災害共済給付制度への加入に当たっては、**保護者の同意**が必要です。

※名簿更新における災害共済給付オンライン請求システムの利用期間は、

5月1日（水）～31日（金）までです。

## お願い

- 名簿更新関係書類は、5月20日（月）までに提出してください。
- 共済掛金は、5月24日（金）までに振り込んでください。
- 学校・保育所等の増設、統廃合、名称や学校分類・へき地学校の級別の変更又は設置者の変更（経営母体の変更）等がある場合は、名簿更新手続き前に速やかに冊末の JSC 担当部署までご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）

# 目次

1	名簿更新の手続きについて	3
	(1) 児童生徒等の保護者の同意を得る	3
	(2) 加入者数（保護者の同意を得た人数）を確定する	3
	(3) 名簿更新関係書類を提出する（5月20日（月）まで）	3
	(4) 共済掛金を振り込む（5月24日（金）まで）	4
2	共済掛金額について	5
	(1) 共済掛金額及び免責の特約掛金額	5
	(2) 共済掛金の保護者からの徴収額	5
3	名簿更新関係書類の提出について	6
	(1) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出について	6
	① 災害共済給付オンライン請求システムへの接続（ログイン）方法	6
	② 名簿更新書情報入力	8
	③ 名簿更新書情報申請	12
	④ 名簿更新書情報出力	14
	(2) 「加入者名簿」の提出について	16
	(3) 「要保護児童生徒名簿」の提出について	16
	(4) 「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」の提出について	16
	(5) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を手書きで作成する場合について	17
4	名簿更新後に転入学等があった場合の取扱いについて	19
	(1) 転入・新規入学（園）があった場合	19
	(2) 転出があった場合	19
	(3) 一般・要保護（生活保護）間の異動があった場合	19
5	免責の特約について	20
	(1) 免責の特約の制度	20
	(2) 損害賠償事案の報告	20

<災害共済給付オンライン請求システムWeb申請方法> .....	21
① パスワード初期化、ユーザ ID 再発行申請 .....	21
② 学校・設置者情報変更、学校統廃合処理及びユーザ ID 停止申請 .....	22
<関係様式> .....	23
① 「要保護児童生徒名簿」 .....	24
② 「年度途中の名簿の追加等について」 .....	25
③ 「損害賠償災害報告書」 .....	26
④ 「学校・設置者情報変更依頼書」 .....	27
⑤ 「学校統廃合処理及びユーザ ID 停止依頼書（郵送・FAX用）」 .....	28
⑥ 「災害共済給付制度に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」 .....	29

## ■ JSC へ提出する書類一覧

名称	該当ページ	提出期限
<b>「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」</b> ※災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請） <u>した場合は、郵送による提出は不要。</u>	P 3.6~15	<b>5月20日（月）</b> までに JSC 必着  ※共済掛金は <b>5月24日（金）</b> までに 振り込んでください。
<b>「加入者名簿」</b> ※全員加入の場合は提出省略可	P 3.16	
<b>「要保護児童生徒名簿」</b> ※対象者がいる場合のみ提出	P 3.16.24	
<b>「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」</b> ※災害共済給付オンライン請求システムで「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を提出（入力・申請）した場合は、 <u>郵送による提出は不要。</u>	P 3.16.29	

# 1 名簿更新の手続きについて

## (1) 児童生徒等の保護者の同意を得る

加入に当たっては、児童生徒等の保護者の同意が必要です。同意を得る方法は、法令で特に定められてはおりませんが、同意書により同意を得る場合は、JSC において加入同意書の参考例を作成していますのでご活用ください(加入同意書の参考例は、JSC ホームページ内「様式ダウンロード」参照。)

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 16 条第 1 項

災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。(略)) の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

※上記の「成年」に係る年齢については、民法第 4 条に定める成年と同じ取扱いとなります。

## (2) 加入者数（保護者の同意を得た人数）を確定する

- 5月1日時点において加入する児童生徒等の人数(保護者の同意を得た人数)を確定してください。

※加入する児童生徒等の人数を確定する時点で、4月中に児童生徒等の災害（死亡）が発生した場合は、冊末の JSC 担当部署までご連絡ください。

- 「一時的に預かる児童」は加入できません（在籍している児童のみ加入できます。）。
- 幼稚園の幼児は、満 3 歳から加入できます。
- 幼稚園型認定こども園の加入者数については、類型別の注意点（4 ページ）を確認の上、正しく人数を確定してください。
- 5月2日以降に転入学等があった場合の取扱いについては 19 ページをご確認ください。

## (3) 名簿更新関係書類を提出する（5月20日（月）まで）

- 「名簿更新書」 ← 災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）
- 「共済掛金支払明細書」 ← 災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）
- 「加入者名簿」
- 「要保護児童生徒名簿」
- 「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」

<留意事項>

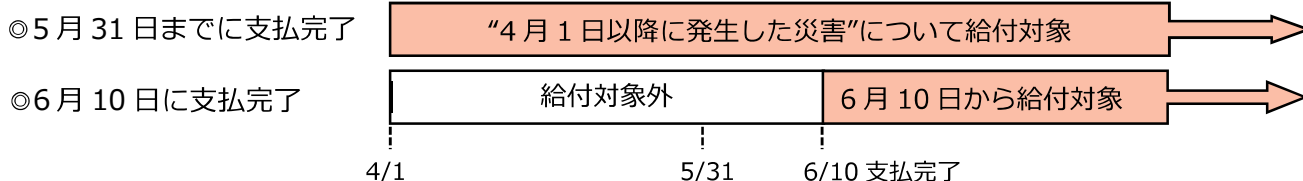
「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を災害共済給付オンライン請求システムで入力・申請した場合は、「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の郵送による提出は不要です。

災害共済給付オンライン請求システムのご利用をお願いします。

なお、「加入者名簿」及び「要保護児童生徒名簿」については、郵送による提出が必要です。

## (4) 共済掛金を振り込む (5月24日(金)まで)

- 振込先は、同封した「共済掛金振込先口座通知書」の下段部に記載しています。
- 共済掛金は、「共済掛金支払明細書」の支払総額欄の金額を正しく振り込んでください。
- 振込用紙及び請求書等の発行はいたしかねますのでご了承ください。
- 振込先口座への振込以外の方法による支払はできません。なお、振込手数料は学校（保育所等）の設置者（以下「設置者」という。）の負担となりますのでご了承ください。
- 加入者数や入金額の確認等のため、5月24日までの入金にご協力ください。
- 支払期限である5月31日までに支払を完了した場合、4月1日以降の災害が給付対象となりますが、**支払期限に遅れた場合は、共済掛金支払日前日までに発生した災害は給付対象となりません。**

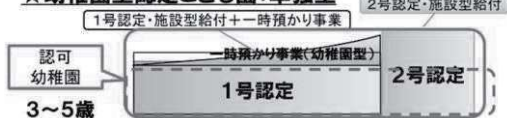


### 【幼稚園型認定こども園の類型について】

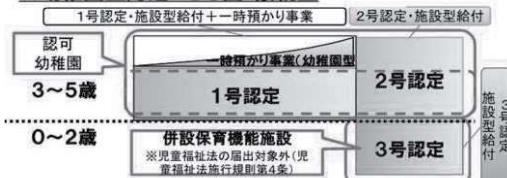
幼稚園型認定こども園については、単独型・接続型・並列型の3類型に分類されています。施設の類型を確認のうえ、以下の点に注意してください。

類型	施設の登録	掛金の区分	注意点
単独型	認可幼稚園のみ	幼稚園	3号認定は加入対象外
接続型	認可幼稚園	認可幼稚園部分＝幼稚園	1・2号認定は幼稚園
	併設保育機能施設	併設保育機能施設部分＝保育所等	3号認定は保育所等
並列型	認可幼稚園	認可幼稚園部分＝幼稚園	1号認定は幼稚園
	併設保育機能施設	併設保育機能施設部分＝保育所等	2・3号認定は保育所等

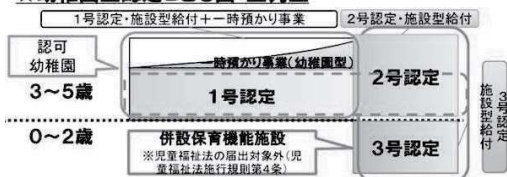
#### ★幼稚園型認定こども園：単独型



#### ★幼稚園型認定こども園：接続型



#### ★幼稚園型認定こども園：並列型



出典：内閣府主催 子ども・子育て支援新制度説明会（平成26年9月4日）

資料8「認定こども園の諸類型について」

※こどもの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号（子どものための教育・保育給付認定）にて認定された区分です。

## 2 共済掛金額について

### (1) 共済掛金額及び免責の特約掛金額

区 分	共済掛金の額	内 訳		
		災害共済給付に係る共済掛金	免責の特約に係る共済掛金	
義務教育諸学校	一 般	935 円 (475 円)	920 円 (460 円)	15 円
	要保護	55 円 (35 円)	40 円 (20 円)	15 円
高等学校 高等専修学校	全 日 制 昼間学科	2,165 円 (1,090 円)	2,150 円 (1,075 円)	15 円
	定 時 制 夜間等学科	995 円 (505 円)	980 円 (490 円)	15 円
	通 信 制 通信制学科	282 円 (142 円)	280 円 (140 円)	2 円
高等専門学校	1,945 円 (980 円)	1,930 円 (965 円)	15 円	
幼稚園	285 円 (150 円)	270 円 (135 円)	15 円	
幼保連携型認定こども園	285 円 (150 円)	270 円 (135 円)	15 円	
保育所等	一 般	365 円 (190 円)	350 円 (175 円)	15 円
	要保護	55 円 (35 円)	40 円 (20 円)	15 円

- 義務教育諸学校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部
- 保育所等：児童福祉法第 39 条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設
- （ ）内の金額は沖縄県における共済掛金額です（以下（2）の表において同様。）。
- 免責の特約に係る共済掛金は、全額設置者負担です。免責の特約の制度の詳細は、20 ページをご確認ください。

### (2) 共済掛金の保護者からの徴収額

災害共済給付に係る共済掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により、**設置者と保護者が負担**することが定められています。

共済掛金の額及び設置者が保護者から徴収する額の範囲は、学校区分ごとに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に定められています。

区 分	災害共済給付に係る共済掛金	保護者から徴収する額
義務教育諸学校	一 般	左欄の額の 10 分の 4～10 分の 6 の額 368 円 (184 円) ～ 552 円 (276 円)
	要保護	左欄の額の 10 分の 4～10 分の 6 の額 16 円 (8 円) ～ 24 円 (12 円)
高等学校 高等専修学校	全 日 制 昼間学科	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 1,290 円 (645 円) ～ 1,935 円 (967 円)
	定 時 制 夜間等学科	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 588 円 (294 円) ～ 882 円 (441 円)
	通 信 制 通信制学科	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 168 円 (84 円) ～ 252 円 (126 円)
高等専門学校	1,930 円 (965 円)	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 1,158 円 (579 円) ～ 1,737 円 (868 円)
幼稚園	270 円 (135 円)	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)
幼保連携型認定こども園	270 円 (135 円)	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)
保育所等	一 般	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 210 円 (105 円) ～ 315 円 (157 円)
	要保護	左欄の額の 10 分の 6～10 分の 9 の額 24 円 (12 円) ～ 36 円 (18 円)

- 保護者が経済的な理由により納付することが困難な場合は徴収しない（全額設置者負担とする）ことができます。

### 3 名簿更新関係書類の提出について

#### (1) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出について

「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」は、災害共済給付オンライン請求システムから提出（入力・申請）してください（郵送による提出は不要です。）。

#### ① 災害共済給付オンライン請求システムへの接続（ログイン）方法

##### 1. 災害共済給付オンライン請求システムのログイン画面を表示させる。

JSCのホームページ(災害共済給付Web)から「災害共済給付オンライン請求システム（オンライン請求のページへ）」をクリックし、災害共済給付オンライン請求システムについての画面から「災害共済給付オンライン請求システム」のアイコンをクリックする。

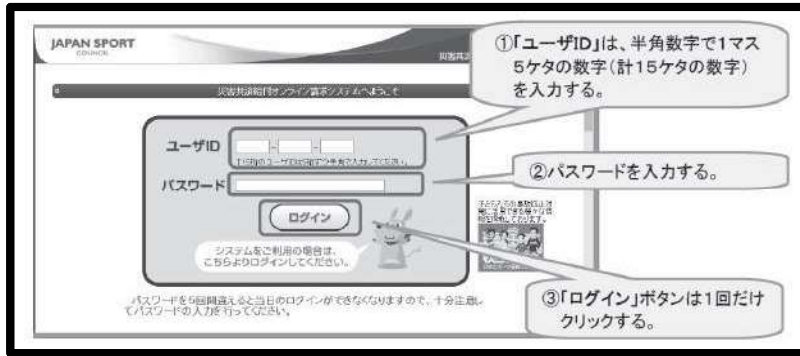
災害共済給付Web

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>



The screenshot shows the website's navigation menu with '災害共済給付' (Disaster Relief) selected. Below the menu is a banner for children's activities. A red callout box highlights a link labeled '災害共済給付オンライン請求システム' (Disaster Relief Online Request System) with the instruction 'クリックする。' (Click here). Another red callout box points to a similar link in the footer with the instruction 'クリックする。' (Click here).

2. ログイン画面が表示されたら、「ユーザID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックする。



ポイント

名簿更新の手続きには**設置者用**の「ユーザID」と「パスワード」が必要です。

設置者用の「ユーザID」又は「パスワード」が不明な場合は、Webにて申請ください（Web申請方法は、21ページを参照してください。）。

3. メニュー画面が表示される。



ポイント

「名簿更新書申請」メニューは、**5月1日から5月31日**までの期間に限り表示されます。

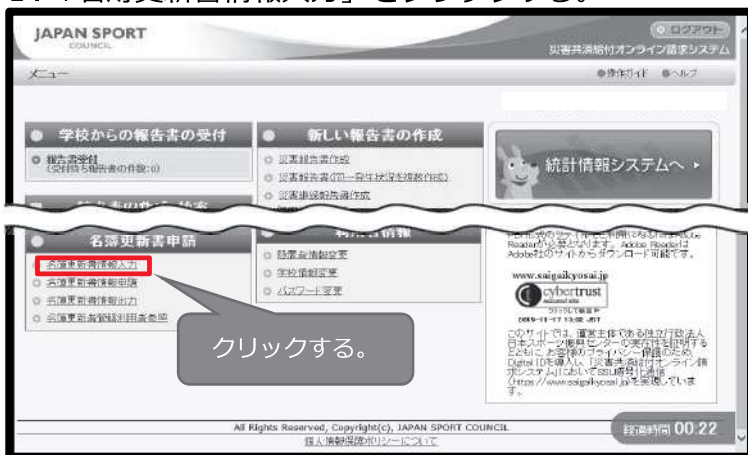
（ただし、名簿更新者管轄利用者参照メニューは、常に表示されます。）

②へ進む➡



## ② 名簿更新書情報入力

1. 「名簿更新書情報入力」をクリックする。



### システム操作手順

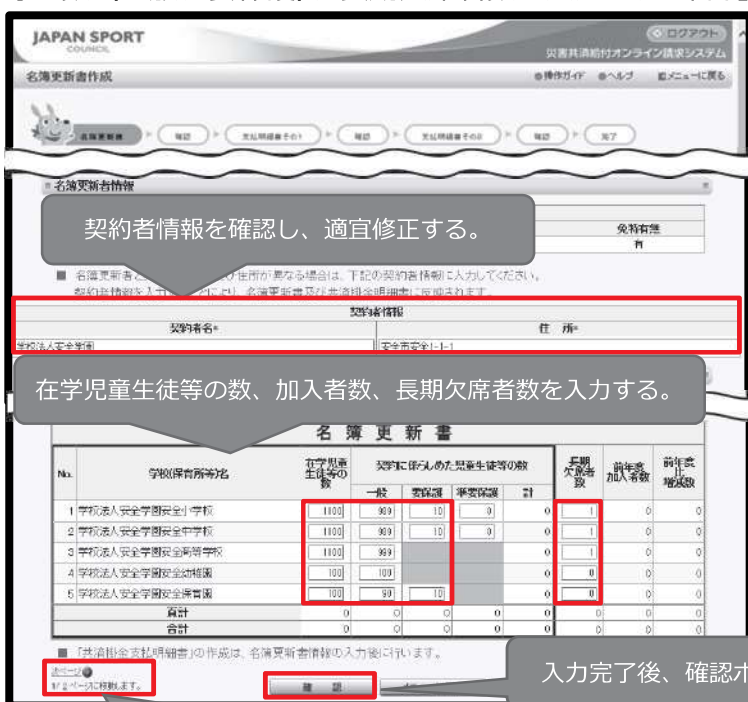
① システムに接続 (ログイン)

② 名簿更新書情報入力

③ 名簿更新書情報申請

④ 名簿更新書情報出力

2. 契約者情報を確認し、学校（保育所等）ごとに在学児童生徒等の数、契約に係らしめた児童生徒等の数（一般、要保護）、長期欠席者数を入力し、「確認」をクリックする。



2 ページ目以降がある場合は 2 ページ目以降を入力する。

### ポイント

- ・ 契約者情報に誤りがある場合は、正しい契約者情報を入力してください。
- ・ 学校情報（学校（保育所等）名・学校種）に変更がある場合は、冊末の JSC 担当部署までご連絡ください。
- ・ **5月1日時点**の在学児童生徒等の数及び契約に係らしめた児童生徒等の数（=加入者数）を入力してください。
- ・ 在学児童生徒等の数（学校（保育所等）に在籍している児童生徒等の数）  
= 契約に係らしめた児童生徒等の数（一般+要保護）+ 長期欠席者数+ 未加入者（未加入者は入力欄なし）
- ・ 「要保護」の人数が確定していない（申請中の）場合、5月1日時点の区分で名簿更新を行ってください。

3. 入力内容を確認し、「保存」をクリックする。

入力内容を確認する。

クリックする。

No.	学校(保育所)名	在学児童生徒等の数	契約に係るため、児童生徒等の数				長期欠席者数	前年度加入者数	前年度比増減数
			一般	要保護	要保護	計			
1	学校法人安全学園安全小学校	1,000	999	10	0	999	1	0	999
2	学校法人安全学園安全中学校	1,000	999	10	0	999	1	0	999
3	学校法人安全学園安全高等学校	1,000	999	10	0	999	1	0	999
4	学校法人安全学園安全幼稚園	100	100	0	0	100	0	0	100
5	学校法人安全学園安全保育園	100	90	10	0	100	0	0	100
	合計	3,200	3,167	30	0				
	合計	3,200	3,167	30	0				

4. 「支払明細書その2の入力」をクリックする。

クリックする。

5. 入力内容を確認後、「前年度中途加入者入力」をクリックする。

入力内容を確認する。

クリックする。

区分	A 1人当り 掛金額	B 人数	(A×B) 金額			
				一般	要保護	
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	955	1374	1320180			
2 高等学校 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。X0生徒に係るもの(3,4を除く。)	2165	999	2162885			
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0			
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	292	0	0			
5 高等専門学校に在籍するもの	0	0	0			
6 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。X0幼児に係るもの)	295	100	29500			
7 幼児保育施設等(X0の幼児に係るもの)	295	0	0			
8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの	115	0	0			
9 専修学校の高等課程の短大等学科の生徒に係るもの	995	0	0			
10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	292	0	0			
11 保育所等の幼児に係るもの	365	90	32850			
		10	3650			
前年度中途加入者分 別(前年度第4項) (前年度中途加入者 の入力が必要)	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	小学校	955	0	0
		中学校	955	0	0	
		要保護	小学校	55	0	0
		中学校	55	0	0	
	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。X0生徒に係るもの)	2165	0	0		
	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0		
	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	292	0	0		
	高等専門学校に在籍するもの	1945	0	0		
	幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。X0の幼児に係るもの)	295	0	0		
	幼児保育施設等(前年度中途加入者分)	295	0	0		
	専修学校の高等課程の短大等学科の生徒に係るもの	2165	0	0		
	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	995	0	0		
保育所等の幼児に係るもの	365	0	0			
	要保護	55	0	0		
合計			4,075,295			

6. JSCから通知を受けた前年度中途加入者数を該当する箇所に入力し、「入力内容を反映」をクリックする。

前年度に中途加入者があった場合、JSCから通知された中途加入者数を該当する箇所に入力する。

区分	人数
一般	905
中学校	985
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	905
小学校	55
小規模保育事業(一定の基準を満たす認可外保育施設)	55
事業所内保育事業	55
事業所内保育事業(一定の基準を満たす認可外保育施設)	55
企業主導型保育事業	55

入力内容を反映

クリックする。

**注意**

前年度中途加入者数は、JSCから通知した人数を入力してください(同封した「令和5年度追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」を参照してください。)

また、**JSCから通知を受けた人数と設置者・学校(保育所等)が把握している人数が異なる場合は、冊末のJSC担当部署までご連絡ください。**

**注意**

「入力内容を反映」をクリックしても保存はされていません。

7. 入力内容を確認し、「確認」をクリックする。

その2(公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書)

区分	一人当たり掛金額	人数	(A×B)金額		
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	905	1,078	1,040,430		
2 高等学校中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む、4を除く)	2,165	999	2,162,835		
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0		
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	2,022	0	0		
5 高等専門学校に在籍するもの	1,945	0	0		
6 幼稚園特別支援学校の幼稚園部を含む、)の幼児に係るもの	285	100	28,500		
7 幼稚園型認定こども園の幼児に係るもの	285	0	0		
8 中学校の高等課程の生徒に係るもの(0,30を除く)	2,165	0	0		
9 専修学校の高等課程の夜間制学科の生徒に係るもの	995	0	0		
10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	2,022	0	0		
11 保育所等の幼児に係るもの	285	90	25,650		
前年度中途加入者分共済掛金支払額(各年度別)		10	550		
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	小学校	905	10	9,050
	義務部	中学校	905	10	9,300
		小学校	55	0	0
		中学校	55	0	0
高等学校中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む、)の生徒に係るもの	2,165	10	21,650		
高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0		
高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	2,022	0	0		
高等専門学校に在籍するもの	1,945	0	0		
幼稚園特別支援学校の幼稚園部を含む、)の幼児に係るもの	285	10	28,500		
幼稚園型認定こども園の幼児に係るもの	285	0	0		
中学校の高等課程の生徒に係るもの	2,165	0	0		
専修学校の高等課程の夜間制学科の生徒に係るもの	995	0	0		
専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	2,022	0	0		
保育所等の幼児に係るもの	一般	285	10	28,500	
	義務部	55	0	0	
合計				4,122,115	

確認

クリックする。

8. 入力内容を確認し、「保存」をクリックする。

その2(公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書)

区分	A 1人当り 掛金額	B 人数	(A×B) 金額
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	995	1,910
	要保護	55	20
2 高等学校(中等教育学校の後期課程を除く。)		2,165	900
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの		995	0
4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの		282	0
5 高等専門学校に在籍するもの		15	0
6 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(0)幼児に係るもの		235	100
7 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を除く。)(0)幼児に係るもの		235	0
8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの(9,10を除く。)		2,165	0
9 専修学校の高等課程の短大等学科の生徒に係るもの		995	0
10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの		282	0
11 保育所等の幼児に係るもの	一般	265	90
	要保護	55	10
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	小学校	995	10
	中学校	995	10
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(0)生徒に係るもの	小学校	55	0
	中学校	55	0
12 前年度中(加入者分共済掛金支払額(富令第28条第4項))		2,165	10
		995	0
		282	0
		1,915	0
		235	10
		235	0
		2,165	0
		995	0
		282	0
	一般	365	10
	要保護	55	0
合計			4,192,115

入力内容を最終確認する。

クリックする。

保存

9. 「メニューに戻る」をクリックする。

変更が完了しました。

メニューに戻る

クリックする。

**注意**

この時点では、JSC への申請は完了していません。次のページに進み、必ず「名簿更新書情報申請」まで行ってください。

③へ進む➡

### ③ 名簿更新書情報申請

1. 「名簿更新書情報申請」をクリックする。



#### システム操作手順

① システムに接続 (ログイン)

② 名簿更新書情報入力

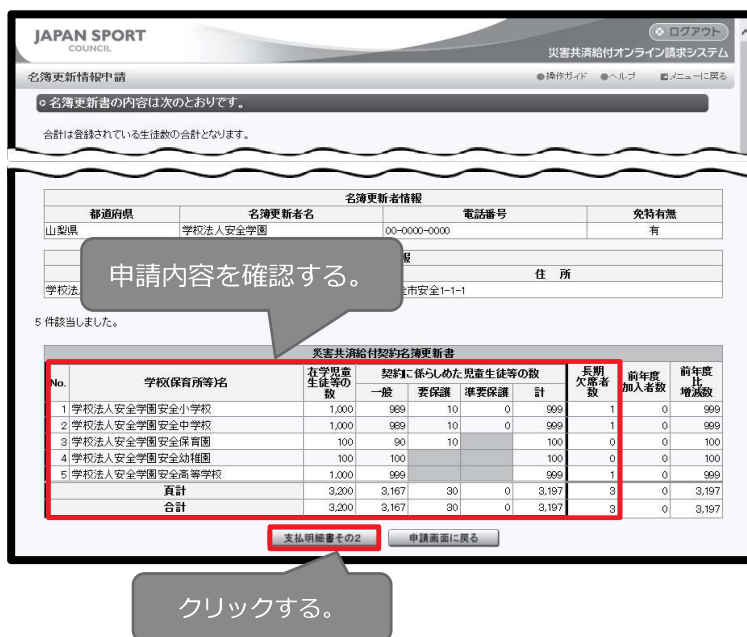
③ 名簿更新書情報申請

④ 名簿更新書情報出力

2. 申請する名簿更新書の内容を確認するには、「詳細」をクリックする。



3. 名簿更新書の内容を確認し、「支払明細書その2」をクリックする。



4. 「支払明細書その2」の内容を確認し、「申請画面に戻る」をクリックする。

申請内容を確認する。

区分	A 1人当り 掛金額	B 人数	(A×B) 金額	
				内訳
内	1 義務教育学校の児童生徒に係るもの	995	1,978	1,980,490
	2 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒に係るもの(4名除く。)	2,165	990	2,162,835
	3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995	0	0
	4 高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282	0	0
	5 高等専門学校に在籍するもの	1,945	0	0
	6 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)の幼児に係るもの	285	100	28,500
	7 幼稚園(特別支援学校の幼稚園を除く。)の幼児に係るもの	285	0	0
	8 専修学校の高等課程の生徒に係るもの(9、10を除く。)	2,165	0	0
	9 専修学校の高等課程の技術科の生徒に係るもの	995	0	0
	10 専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	282	0	0
	11 保育所等の幼児に係るもの	995	90	32,650
訳	義務教育学校の児童生徒に係るもの	995	10	9,950
	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒に係るもの	2,165	10	21,650
	前年度中途加入者分 掛金額(支払額) (各年度別)	995	0	0
	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	282	0	0
	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	1,945	0	0
	高等専門学校に在籍するもの	285	10	2,850
	幼稚園(特別支援学校の幼稚園を含む。)の幼児に係るもの	285	0	0
	幼稚園(特別支援学校の幼稚園を除く。)の幼児に係るもの	2,165	0	0
	専修学校の高等課程の生徒に係るもの	995	0	0
	専修学校	282	0	0
	保育所等	995	10	3,650
要保護	55	0	0	
一般	505	10	5,050	
小学校	995	10	9,950	
中学校	55	0	0	
中学校	55	0	0	
要保護	55	0	0	
一般	385	10	3,850	
要保護	55	0	0	
合計			4,122,115	

クリックする。

**ポイント**

前年度中途加入者分共済掛金支払額の詳細を確認する場合は、「詳細参照」ボタンをクリックする。

5. 2の申請画面に戻るので、文書番号と申請日を入力し、「確認」をクリックする。

文書番号、申請日を入力する。

確認

クリックする。

**ポイント**

文書番号は、文書管理のために設置者が任意で付与するものです。文書番号を付与しない場合は、空白で構いません。

6. 表示内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れ、「確認」をクリックする。

チェックを入れる。

確認

クリックする。

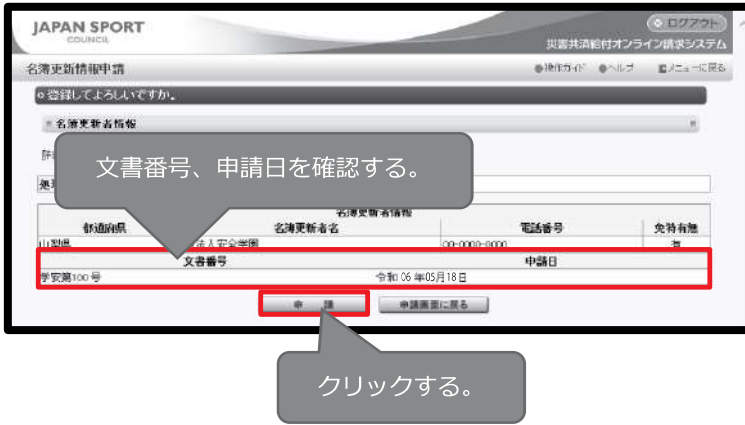
**注意**

災害共済給付制度への加入にあたっては、必ず**保護者の同意を得てください。**

本画面にて、保護者の同意を得ていることを確認させていただきます。

なお、チェックボックスにチェックを入れないと「確認」をクリックできず、申請できません。

7. 入力内容を確認し、「申請」をクリックする。



**注意**

この画面で「申請」をクリックすると、名簿更新書が **JSCへ申請され、修正ができなくなります**。必ず前画面で「詳細」をクリックし、入力内容を確認してから申請してください。なお、**入力内容に誤りがある場合は、「申請画面に戻る」をクリックして、「名簿更新書情報入力」から修正してください。**

**ポイント**

「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の郵送による提出は不要なため、災害共済給付オンライン請求システムによる「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の提出（入力・申請）は、ここで完了ですが、**出力（印刷）は5月1日から5月31日までの期間に限りです。設置者の保管用等のため、以下の「名簿更新書情報出力」参照し、出力（印刷）を行ってください。**

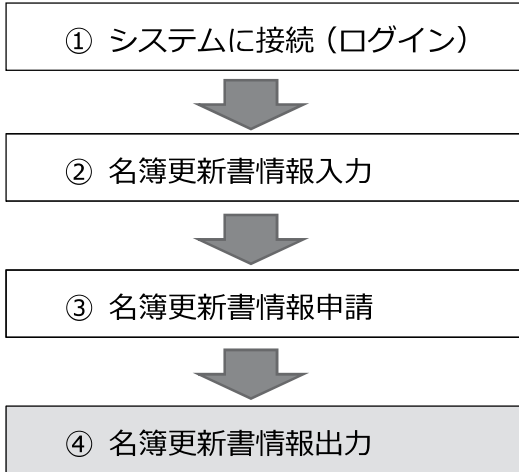
④へ進む↓

**④ 名簿更新書情報出力**

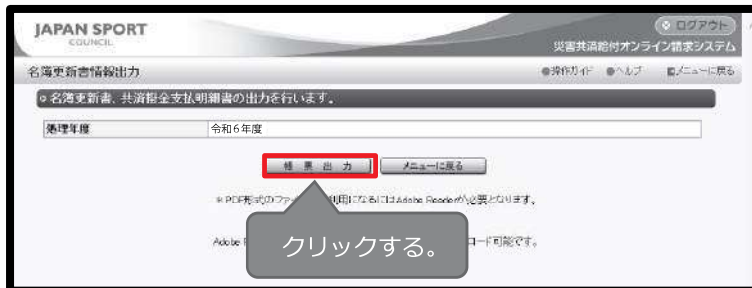
1. 「名簿更新書情報出力」をクリックする。



**システム操作手順**



2. 「帳票出力」をクリックする。

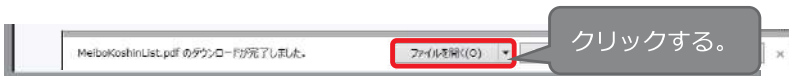


### 3. 名簿更新情報のPDFファイルを出力する。

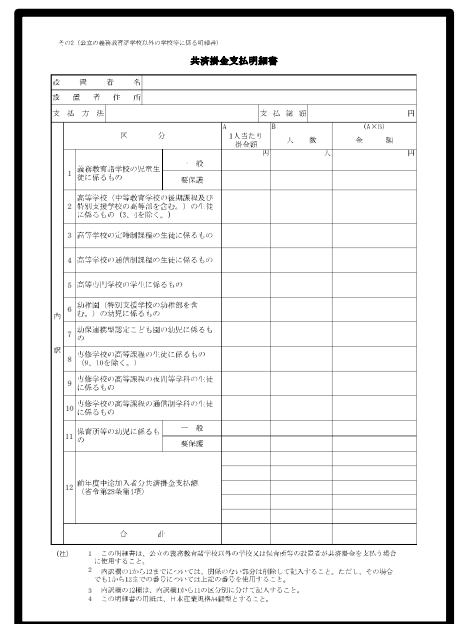
(1) 「ファイルを開く」をクリックする。



(2) ダウンロード完了後、「ファイルを開く」をクリックする。



4. 印刷ボタンをクリックし、「名簿更新書」と「共済掛金支払明細書」を印刷し、設置者において保管する（データにて JSC へ提出されているため郵送は不要です。その他提出書類については、2 ページを参照してください。）。



### 注意

- ・「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」の右上に「申請前」と表示された場合は、JSCへの申請が完了していませんので、必ず災害共済給付オンライン請求システムによる申請を完了させてください。
- ・「名簿更新書申請」メニューは、**5月1日から5月31日**までの期間に限り表示されます（名簿更新者管轄利用者参照メニューを除く。）。「**名簿更新書**」及び「**共済掛金支払明細書**」の出力（印刷）は**上記期間中に行ってください。**



## (2) 「加入者名簿」の提出について

- 5月1日時点において在籍する児童生徒等の全員（長期欠席者を除く）が加入する場合は、加入者名簿の提出を省略することができます（名簿については、設置者にて保存ください。）。  
※加入者名簿の提出を省略できる条件は、学校（保育所等）単位で未加入者（長期欠席者を除く）がないこととしており、学科単位ではありません。  
※長期欠席者が復学する場合の手続きは、19ページをご確認ください。
- 5月1日時点において在籍する児童生徒等の一部に未加入者がある場合（長期欠席者を除く）は、未加入者のある学校（保育所等）ごとに、加入者名簿（5月1日時点における契約に係らしめた児童生徒等の名簿）を提出してください。  
※様式は任意ですが、設置者名、学校（保育所等）名、氏名及び学年（年齢）が必要です。  
※未加入者は記入しないでください（在籍者名簿等を使用する場合は、未加入者を黒塗りしてください。）。  
※住所や電話番号等の個人情報は記入しないでください（在籍者名簿等を使用する場合は、個人情報を黒塗りしてください。）。  
※幼稚園型認定こども園（接続型・並列型）については、幼稚園と保育機能施設の児童で共済掛金額が異なりますので、それぞれの園（所属）ごとに名簿を作成してください。  
※通し番号を付ける等、名簿に記載の人数と契約に係らしめる児童生徒等の数に誤りのないよう、今一度ご確認ください。

## (3) 「要保護児童生徒名簿」の提出について

- 義務教育諸学校又は保育所等で対象児童生徒等がいる場合のみ提出してください。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒のみを記入してください。
- 「要保護児童生徒名簿」の人数と「名簿更新書」の要保護の加入者数が一致していることを確認してください。
- 準要保護の児童生徒等は、記入しないでください。
- 様式は24ページを参照してください（JSC ホームページ内「様式ダウンロード」からダウンロードすることもできます。）。

## (4) 「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」の提出について

- 同封した「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」に必要事項を記入の上、提出してください。
- 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）した場合は、「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」の作成・提出を省略することができます。

## (5) 「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を手書きで作成する場合について

### ① 児童生徒等の保護者の同意取得について

名簿更新に当たっては、災害共済給付制度に加入する児童生徒等の保護者から同意を得たことを確認するため、名簿更新関係書類に同封した「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」を作成・提出してください（同意書の原本や写しを添付する必要はありません。）。

※「名簿更新書」及び「共済掛金支払明細書」を災害共済給付オンライン請求システムで提出（入力・申請）した場合は、上記「災害共済給付に加入する児童生徒等の保護者の同意取得について」（同封）の作成・提出を省略することができます（保護者の同意取得状況については、災害共済給付オンライン請求システム上で確認を行います。）。

### ② 「名簿更新書」の作成について

別紙

赤字内のみ記入してください。

令和6年度 災害共済給付契約名簿更新書

作成日を記入してください。

年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 殿

契約者住所 東京都〇〇市〇〇町1-1-1

契約者名 法人名及び代表者氏名

免責の特約を付した災害共済給付契約約款の規定に基づき、下記により、別紙名簿記載の児童生徒等につき、名簿を更新します。なお、このこと（免責の特約を付することを除く。）については、保護者等の同意を得ています。また、免責の特約に係らしめる児童生徒等は、下記の契約に係らしめた児童生徒等と同じです。

学校（保育所等）名	へき地の表示	在学児童生徒等の数	契約に係らしめた児童生徒等の数				計	支払われるべき共済掛金	支払われた共済掛金	左の収納日	備考
			一般	要保護	準要保護	計					
〇〇小学校		252	249	2		251					長期欠席者がいる場合には、「計」欄の余白に（長欠●名）と記入してください。
□□小学校		305	305			305					
小学校合計		557	554	2		556					学校種ごとに合計人数を記入してください。
●●中学校		384	384			384					
■■中学校		400	400			400					
中学校合計		784	784			784					
小中学校合計		1,341	1,338	2		1,340					小学校と中学校がある場合は、小学校と中学校の合計人数を必ず記入してください。
△△幼稚園		108	108			108					
幼稚園合計		108	108			108					
総合計		1,449	1,446	2		1,448					総合計人数を記入してください。

### ポイント

- ・ **5月1日時点**の在学児童生徒等の数及び契約に係らしめた児童生徒等の数（＝加入者数）を記入してください。
- ・ 在学児童生徒等の数（学校（保育所等）に在籍している児童生徒等の数）  
＝ 契約に係らしめた児童生徒等の数（一般＋要保護＋長期欠席者数）＋未加入者（未加入者は入力欄なし）
- ・ 「要保護」申請中の場合、現状の区分で名簿更新を行ってください。

③「共済掛金支払明細書その2」の作成について（公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書）

その2（公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書）

**共済掛金支払明細書**

**赤字内のみ記入してください。**

掛金の合計金額（支払総額）を振込先口座に振り込んでください。

設置者名 学校法人安全学園

設置者住所 東京都〇〇市〇〇町1-1-1

支払方法 口座振込 支払総額 1,291,380円

区分	A 1人当たり 掛金額 円	B 人数 人	(A×B) 金額 円	
			円	円
1 義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	1,338	935	1,251,030
	要保護	2	55	110
2 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）	2,165			0
3 高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995			0
4 幼稚園には「幼稚園型認定こども園」の幼稚園部分を含みます。	282			0
5	1,945			0
6 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの	285	108		30,780
7 保育所等には「保育所型認定こども園（保育所）」、「幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設」、「地方裁量型認定こども園」、「特定保育事業」、「一定の基準を満たす認可外保育施設」、「企業主導型保育施設」を含みます。	285			0
8				0
9 前年度中途加入者数は、JSCから通知した人数を記入してください。（同封している「追加加入児童生徒等に係る共済掛金の支払について」を参照してください。）				0
10 また、JSCから通知を受けた人数と設置者・学校が把握している人数が異なる場合は、JSC担当部署までご連絡ください。				0
11 保育所等の幼児に係るもの	一般			0
	要保護	55		0
12 前年度中途加入者分共済掛金支払額（省令第28条第4項）	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	935	10	9,350
		55	2	110
	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）	2,165		
	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの	995		
	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの	282		
	高等専門学校の学生に係るもの	1,945		
	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの	285		
	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの	285		
	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）	2,165		
	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの	995		
	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの	282		
	保育所等の幼児に係るもの	365		
	55			
合計				1,291,380